

山村振興施策について

～ 山村の可能性の発揮や魅力向上に向けた取組事例を中心に ～

令和6年9月6日

前回法改正以降の山村振興に係る主な動き（令和5年10月以降の動き）

令和6.1～ 能登半島地震

令和6.4 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律制定

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成。
- ②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」を作成。
→ 手続のワンストップ化・簡素化の特例。

（2）協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施。

令和6.5 食料・農業・農村基本法の一部改正

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進
- ④ 農福連携、鳥獣害対策
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備

令和6.6 森林環境税課税開始

森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が開始

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋）
（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 4 農村の振興（農村の活性化） 農村の活性化を図る上で重要な課題である「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から、以下の施策を推進する。 ① 多様な人材の呼び込みに必要な農村の「しごとづくり」を強化するため、地産地消・6次産業化や農泊など地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションを推進するとともに、関係人口も交えて地域に根ざした経済活動が安定的に営まれるよう、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援を行う。 ② 複数集落エリアで農地保全や生活環境支援等に集約的に取り組むなど、農村の「くらしづくり」を担う農村RMOについて、特に中山間地域の小規模集落向けに形成を図る。 ③ 中山間地域等において、棚田の振興など地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進する。 ④ 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進する。 また、こうした課題に対して、地域資源やAI、ICT等のデジタル技術を活用し、解決に向けて活動する「デジ活」中山間地域での取組を、農林水産省が中心となり、関係府省と連携して支援する。 これらの施策のうち、6次産業化や農村RMOについては、現行の基本法では、具体的な規定はないが、地域コミュニティの維持に必要不可欠な取組である旨を位置付ける。	4 農村の振興（農村の活性化） 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 ① 関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに関わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者とのマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込む。 ② その上で、個別の施策については、以下のとおり深化させる。 ア) 農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所得を確保する取組を推進する。 イ) 農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ横展開する。 ウ) 農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進する。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋）
（令和５年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和５年６月２日)	具体的な施策の内容
そのほか、現行の基本法では、具体的な規定はないが、 ① 鳥獣被害が農村における生産と生活の課題となる中で、鳥獣被害対策に取り組んでいく旨を位置付け、効率的な捕獲や侵入防止対策とジビエ利用の推進を図る施策を講ずる。 ② 障害者を始めとする多様な人々の社会参画と同時に、これを通じた地域農業の振興が期待される中で、農福連携に取り組んでいく旨を位置付け、必要な施策を講ずる。	エ) 鳥獣被害対策について、広域的で効率的・効果的な取組を支援する。また、ジビエ利用について、ハンターの育成や需要喚起といった捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずる。 オ) 農福連携について、農業関係者が主体となった地域協議会の拡大の後押しと、障害者だけでなく社会的に支援が必要な者（生活困窮者等）の社会参画を促進する。

食料・農業・農村基本法改正（R6年5月）後の基本理念と基本的施策（主なポイント）

基本理念

食料安全保障の確保（第2条）

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条）

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条）
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開（第20条）
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条）
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条）
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条）
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）等

農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条）
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条）
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条）
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進（第37条）
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第37条）
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条）
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）等

山村振興に係る施策の推進

- 今後、山村が役割を適切に果たしていくため、振興山村において現在、実施している施策の充実や好事例の展開が図られるよう配慮が必要
 - ① 農林水産物をはじめとした山村の特色ある地域資源の付加価値の向上、消費の拡大や域外への販売促進等、所得・雇用の増大につながる地域経済の好循環を図る取組
 - ② 山村の優れた自然環境、景観や文化等の魅力により、観光産業や教育における都市との交流や関係人口の創出・拡大を促進し、都市住民の需要を取り込む取組
 - ③ 生物多様性の保全・回復やそれにも貢献する森林の適切な管理等の山村の自然環境を維持・向上する取組
 - ④ 高齢者等の福祉の増進、教育環境の整備、地域交通の整備やこれらの担い手の確保等の生活環境を維持・向上する取組
- また、これらの円滑な推進と展開のため、振興山村の住民を含め国民各層や企業等における山村の価値や魅力に対する理解促進が必要



山村の可能性の発揮や魅力向上に向けた取組・施策事例等

1	地域経済の好循環を図る取組		
	①	山村活性化支援交付金の取組(岡山県津山市)	農林水産省
	②	自治体主導で行う循環型地域経済の活性化に関する取組(群馬県上野村)	農林水産省
	③	山村の地域材を活用した近年の木造建築の取組(岐阜県中津川市ほか)	林野庁
2	都市住民の需要を取り込む取組		
	④	健全育成のための体験活動推進事業の取組(群馬県嬲恋村)	文部科学省
	⑤	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクトの取組(新潟県長岡市)	文部科学省
	⑥	子どもゆめ基金における農泊体験への助成の取組(島根県大田市ほか)	文部科学省
	⑦	100年フードの取組	文化庁
	⑧	地方移住に関する取組(宮城県七ヶ宿町)	内閣府
3	自然環境を維持・向上する取組		
	⑨	森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組事例(秋田県由利本荘市ほか)	林野庁
	⑩	生物多様性増進活動促進法の概要	環境省
4	生活環境を維持・向上する取組		
	⑪	特定地域づくり事業協同組合制度に関する取組(新潟県十日町市)	総務省
	⑫	地域公共交通確保維持改善事業に関する取組(宮崎県西米良村)	国土交通省

（山村活性化支援交付金）地域の食材や自然を活用した稼ぐ仕組みづくり

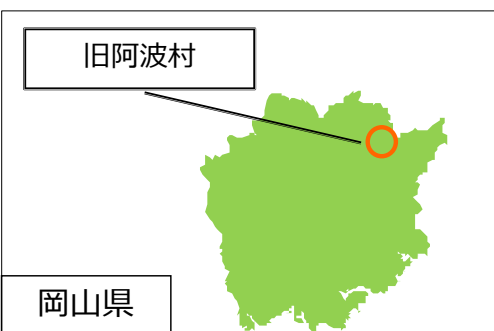
つやま あば
【岡山県津山市（旧阿波村）】

取組のポイント

- ◆地域の食材（米、味噌、山菜など）を活用した特産品を開発、販路を拡大する取組
- ◆地域の自然環境を活用し、体験メニューを提供することで地域への来訪者を増やす取組
- ◆上記2つの取組に地域の様々な主体が関わり、地域が稼ぐ仕組みを構築し、地域の維持に繋げる

地区の概要

- ◆ 位置
岡山県津山市（旧阿波村）



- ◆ 活用した地域資源
味噌、山菜、自然
- ◆ 事業実施主体
あば村山村活性化協議会
- ◆ 主な取組団体等
合同会社あば村、あば株式会社
（一財）あばグリーン公社
- ◆ 事業実施期間
R3～R5

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆地元の味噌や山菜などを活用したおかず味噌・佃煮などのセット商品を開発
- ◆地域資源を活用したサイクリングツアーやサウナ体験など様々な体験企画を実施



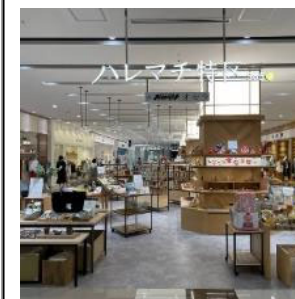
【おかず味噌シリーズ】



【サウナテント体験】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆パッケージを統一デザインとし、セット商品としてPR、百貨店での試験販売なども実施
- ◆グランピング施設利用者に、体験企画を提供、来訪者の満足度を高める



【百貨店での試験販売】



【グランピング施設】

取組の成果

- ◆地域資源を活用した新商品の開発18品（豚みそ、生姜の佃煮、米粉のクッキー、サウナ体験他）
- ◆本事業における構成団体の売上額 38,401千円（R1）→122,976千円（R5実績）※対前比320%
- ◆本事業における雇用数11人（R2）→14人（R5）（合同会社あば村、（一財）あばグリーン公社他）

山村活性化支援交付金の事業概要と効果

【令和6年度予算額 780（780）百万円】

<概要>

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、商品開発等により付加価値の向上を図り、消費の拡大や域外への販売を促進するなど、所得向上や雇用創出のために地域経済の活性化を図るためのソフト面の取組を支援。前回の法改正（平成27年3月）を受けて創設。

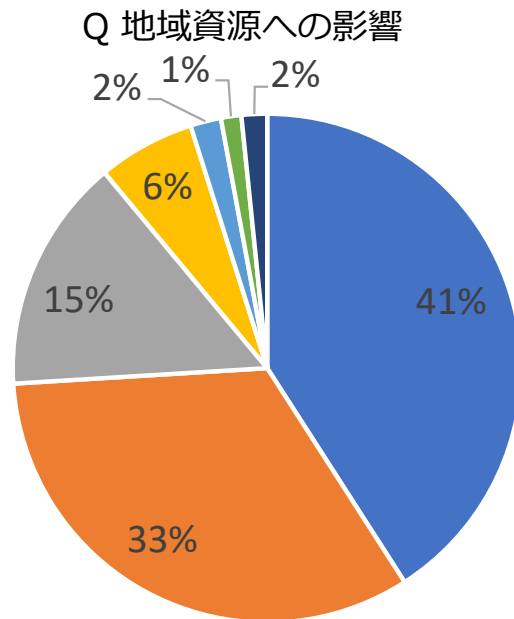
- ・事業期間：上限3年間
- ・交付額：上限1,000万円/地区、交付率：定額
- ・事業実施主体：①振興山村を有する市町村、②①を構成員とする地域協議会

<事業効果（令和6年実施のフォローアップ調査*の結果）>

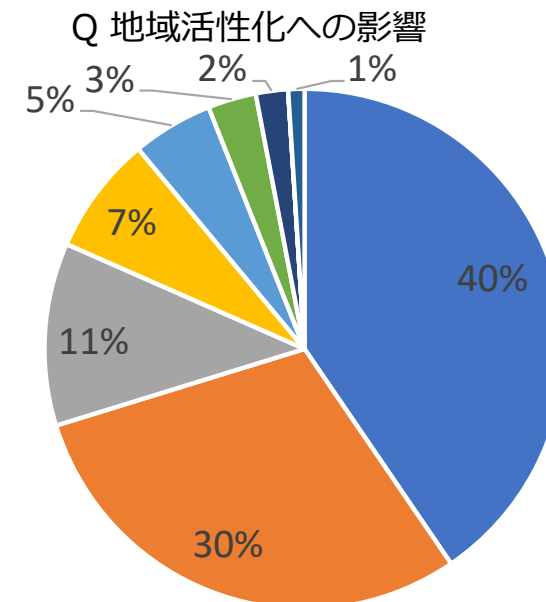
* 令和元年～5年に事業を完了した133団体が回答（回答率90%）

Q 活用した地域資源数 A 延べ421

Q 現在販売中の開発商品数 A 延べ656



- 地域資源の価値が再評価
- 地域資源の需要が増加
- 未利用資源の活用促進
- 生産農家数や生産量が増加
- 伝統産業が再評価
- 廃棄物の減少
- 特に無い



- 地場産業の振興
- 地域の再評価
- 自治体域内の活性化
- 農商工連携の促進
- 観光の振興
- 都市部等からの交流の促進
- 旅行者やリピーター等の流入の促進
- 人口の増加

◆上野村の特徴

①村の総面積の95%が森林で主たる農産品生産が無い、②鉄道が敷かれていない

◆定住促進対策（平成元年～）村主導による働く場所の創出や暮らしやすい環境の整備

（１）森林の効果的な活用

①森林組合と木工作家によるプロジェクトチーム「上野村木工」を中心に、村産材を活用した商品開発、販売促進活動を実施

②木質バイオマスの生産、加工、消費までを村内で行うエネルギーの地産地消の実現

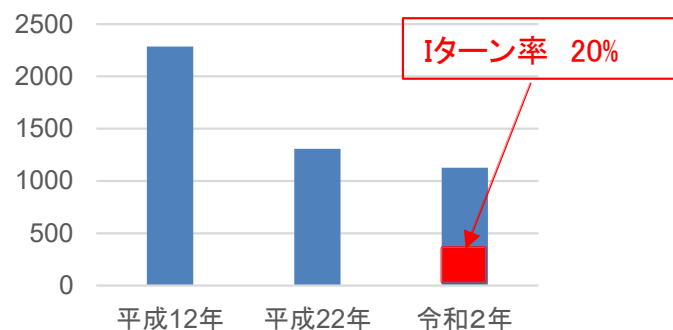
（２）道路・公共施設等の維持、未利用農地の活用・管理等を行う合同会社や、観光を担う一般社団法人の自走

（３）村営バス、村営診療所、村営住宅（150世帯分）の整備・運営や、Uターンへの奨学金返済免除特例、各種祝い金等

◆成果

①Iターン率20%、 ②人口減少率の緩和

人口（上野村）（単位：人）



木材の集積



木工品の製造



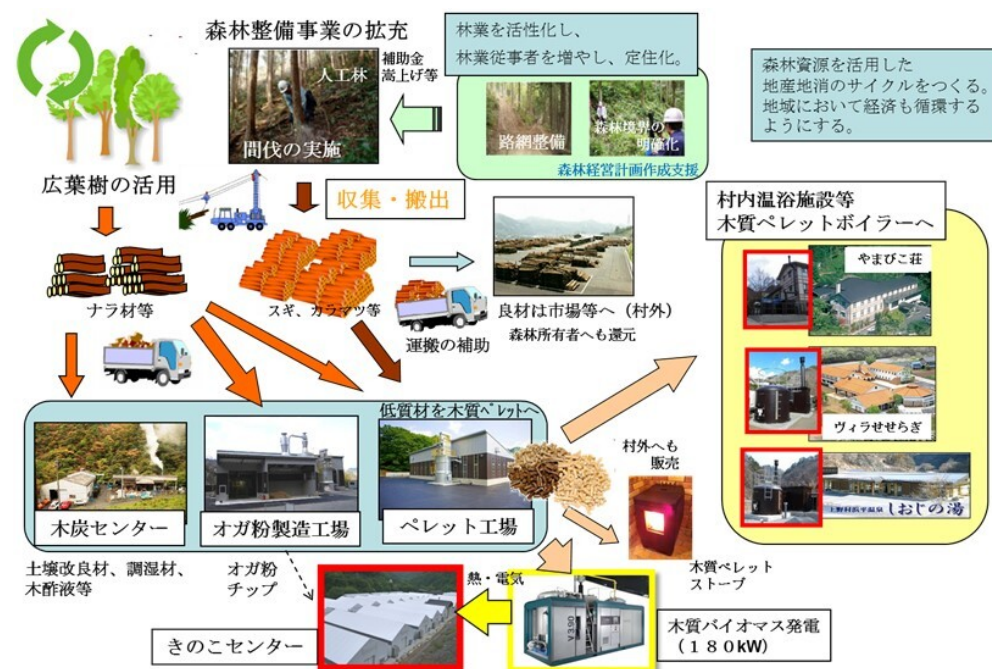
木工品の販売



山村活性化対策事業で開発した新商品



エネルギーの地産地消の実現



山村活性化支援交付金による事業の成果（H30～R2）

◆村産材（杉、シオジ等）を活用した新商品の開発 5品

◆木工イベント・営業等での木材・木工品の販売額

R 2：4,867千円 → R 5：5,400千円 ※対前比111%

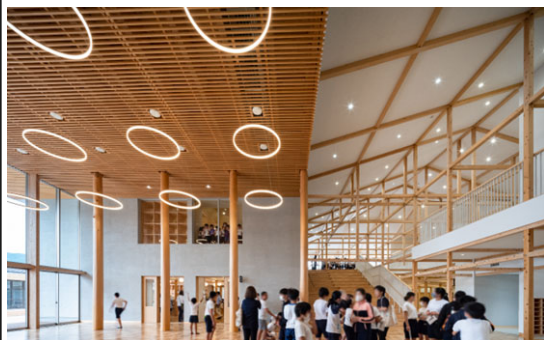
◆林業関連事業体における雇用数

H29：2人 → R 2：6人（木工技術研修生、林業事業体、森林組合）

山村の地域材を活用した近年の木造建築の事例



＜中津川市立福岡小学校＞ 岐阜県中津川市



- R5年7月竣工
- 延べ面積：約6,035㎡
- 木造、S造、RC造
- 地上2階
- 木材使用量：約1,125m³
- 木材の調達から製材まで地域経済の循環を意識しながら、地域材を活用。学校統合のシンボルとして地域から寄付された丸太を配置。

令和5年度木材利用優良施設等コンクール文部科学大臣賞

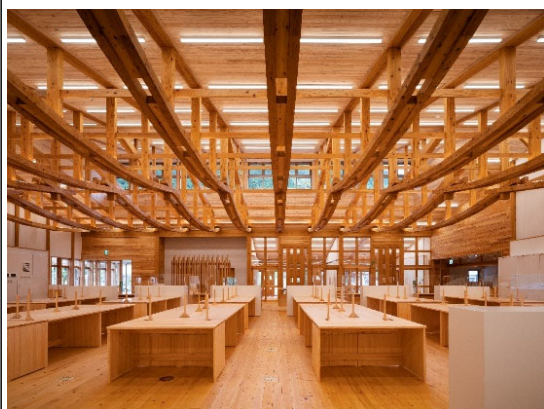
＜流山市立おおぐろの森中学校＞ 千葉県流山市



- R4年3月竣工
- 延べ面積：約14,568㎡
- 木造、S造、RC造
- 地上3階
- 木材使用量：約3,518m³
- 姉妹都市の長野県信濃町産材など、地域に縁のある木材を調達する体制を構築し、LVL等を用いたデザイン性の高い校舎を実現。

令和4年度木材利用優良施設等コンクール内閣総理大臣賞
ウッドデザイン賞2022

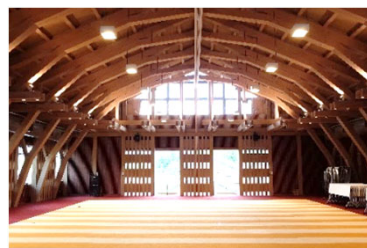
＜あわくら会館＞ 岡山県西栗倉村



- R3年4月竣工
- 延べ面積：約3,461㎡
- 木造、RC造
- 地上2階
- 木材使用量：約920m³
- 工期の分割や木材供給スケジュールに合わせた工程の設定等の工夫により地元の木材をふんだんに活用した村の複合施設。

令和3年度木材利用優良施設コンクール内閣総理大臣賞
ウッドデザイン賞2021

＜白鷹町まちづくり複合施設＞ 山形県白鷹町



- R2年1月竣工
- 延べ面積：約4,558㎡
- 木造
- 地上2階
- 木材使用量：約1,712m³
- 町役場庁舎や図書館等が一体となった施設。川上から川下までの地域関係者が連携し、木材利用量の75%に町産スギ材を活用。

令和2年度木材利用優良施設コンクール内閣総理大臣賞

健全育成のための体験活動推進事業



事業目的

○子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験などの様々な体験活動を、引き続き着実に支援。
○学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

① 小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上[※]の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

② 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③ 教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

(2) 体験活動推進協議会(各都道府県・市区町村)

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

事例（農業体験活動）

千代田区立九段小学校 → 群馬県吾妻郡嬬恋村へ

内容 都市部の小学生が、自然豊かな山村で農業体験をしたり、地元の方との交流を深めたりする活動

目的 ・農業体験を通して、自然愛護・勤労の精神を養う。
・交流活動を通して、心の触れ合いを深め、豊かな人間関係を育てる。

農作物収穫体験



地元小学生との交流体験



事業実績（令和5年度）

【事業実施】

23自治体(690校)

【体験活動の事例】

○農業・・・田植え、畑作業 ○海関係・・・地引網、海釣り、磯遊び
○林業・・・間伐体験、まき割り、森林整備 ○登山
○ほか、カヌー・カッター、焼き杉、水族館見学、天体観察、ザリガニ釣り等

成果（教員の感想より）

・嬬恋村の児童との交流にて、千代田区と嬬恋村の環境の違いについて比較し、発表しあったことで、互いの良さを認識することができた。
・体験を通して農業への理解を深め、魅力を発見・発信することで、子供たちの成長につながった。

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト（令和5年度実績）

該当事業概要

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクトの内、
「子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業」において、安全・安心にリアルな体験活動を行うためのコロナ禍における長期（4泊5日程度）の自然体験活動等のモデル事業を実施。

- 採択件数：17件
- 採 択 額：20,540千円
- 採択団体：自治体
 青少年団体
 青少年教育施設等



事業事例 「過疎地に学ぶ。暮らしの知恵にふれる交流体験事業」 （特定非営利法人 日本余暇会）

事業のねらい

昨今、快適便利な生活による地域の絆や体験の機会減少はじめ、コロナ禍も相俟って子どもの遊びのスタイルも集団から個、多世代から単世代へと変化している。不自由不便な環境下にて異学年の集団の中で生活をおくる越境体験を通して、葛藤を乗り越え、意欲や協調性、自己肯定感などの醸成につなげることで子どものwell-beingに向かう力を身につけることを目指した。



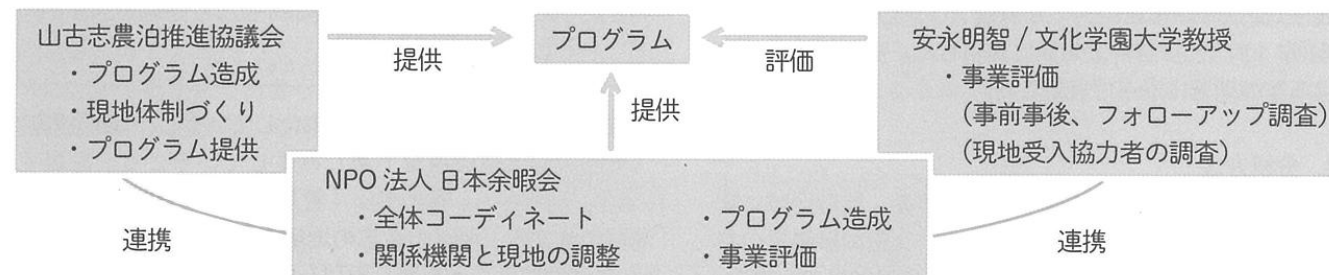
事業内容

<活動の内容>

- 実施期間：2023年12月25日(月)～29日(金)
- 実施場所：新潟県長岡市山古志の各施設 宿泊先：農家民宿※農山漁村体験が提供できる民宿
- 参加者属性、人数：小学生4～6年生、12名
 （募集先：東京都稲城市・多摩市・日野市・町田市）
- プログラム内容：地域の方との交流しながら様々な体験を行う
 【伝統食文化体験】うち豆づくり、切り干し大根
 【伝統文化体験】錦鯉の品評等
 【雪国のあそび体験】かんじき・ソリ



<実施体制>



子どもゆめ基金（独立行政法人国立青少年教育振興機構）における農泊体験への助成実績

● 令和5年度 交付決定件数 3,222件
うち、自然体験活動 971件

● 令和5年度 交付決定金額 1,415,663千円
うち、自然体験活動 396,940千円

大田市「夏休み高原と海のふれあいキャンプ」

- 対象：小学校1～6年生、中学生
- 募集地域：島根県大田市
- 活動地域：島根県大田市、山口町
- 日程：2泊3日

○事業概要

農山漁村地域で生活する人々との交流や自然を活用した暮らしを体験することや農家との交流を通して、自然の雄大さや環境についての興味関心を高め、野菜作りなどの農業の大変さについて学ぶ。

また、異年齢の子供たちと宿泊体験をすることで、協力する大切さや相手を思いやる気持ちを醸成する。

2023年度大田市 夏休み高原と海のふれあいキャンプ

日本の農山漁村は若年人口の流出により高齢化が進み、活力が失われつつあります。私達は長年にわたり地域の生活に根ざした体験活動を実施してきましたが、この度これら山村留学事業に取り組む市町村の関係者が「山村留学人づくりの推進協議会」を設立し「次代を担う青少年の育成と農山漁村の活性化を図る」事を目的とした、ふるさととの四季の自然と暮らし体験活動を実施することにしました。皆さんの参加をお待ちしています。

8月18日（金）

9:30 JR大田市駅集合
9:45 山村留学センター集合
10:15 海浜、磯遊び
12:00 昼食（お弁当持参）
13:00 運動会、海浜、磯遊び、山村留学センター見学
16:00 三瓶高原へ移動、入浴、夕食
19:30 星空観察

8月19日（土）

6:30 起床、朝のあい、朝食
9:30 山村留学センター集合、山村留学センターへ移動
12:00 昼食
13:00 三瓶川へ移動、夏の川遊び
16:00 サッカー練習、入浴、夕食
19:30 三瓶のふかき湯火見学

8月20日（日）

6:30 起床、朝のあい、朝食
9:00 三瓶高原、野外自然観察
12:00 昼食
13:00 運動会、自然観察、お楽しみ、クイズ
15:00 まどろの会
19:30 山村留学センター解散

募集要項

- 場所 島根県大田市山口町、静間町、三瓶町
- 対象 小学生・中学生
- 定員 25名
- 申込 令和5年7月31日（月）
- 応募者多数の場合は抽選で決定します（抽選日（仮））
- 参加費 大田市市民 7,200円
大田市市民以外 10,397円
- 集合場所 大田山家、静間まちづくりセンター、静間山家、山村留学センター、大田山家
- 申し込み 申込書に添付して、〒894-0002 大田市山口町山口1-1084大田山家山村留学センター内 山村留学人づくりの推進協議会 電話0854-98-0700
- 申込方法 申込書に添付して、〒894-0002 大田市山口町山口1-1084大田山家山村留学センター内 山村留学人づくりの推進協議会 電話0854-98-0700
- 連絡先 問い合わせ先 大田山家山村留学センター 電話0854-98-0700
- 主催 山村留学人づくりの推進協議会
- 協力 島根県大田市山村留学センター（公財）育てる会 NPO法人 全国山村留学協会

昔の暮らし体験キャンプ

- 対象：小学生
- 募集地域：主として山梨県
- 活動地域：山梨県北杜市
- 日程：3泊4日

○事業概要

豊かな自然環境にある古民家を利用し、早寝早起きなどの規則正しい生活習慣に取り組むとともに、畑を耕し、山に出かけ薪を拾って風呂を沸かし、川で魚を獲って食すといった昔ながらの田舎での生活体験を通して、現代を生きる子供たちにとって非日常を味わう機会とするとともに、自然と人との関わりを再認識する機会とする。

主催：NPO法人山梨幼児野外教育研究会 古民家での暮らしや、白州の自然をいっぱい感じよう！

昔の暮らし体験キャンプ

山梨県北杜市白州町の古民家を利用して昔の人たちが暮らしていた生活を体験してみます。早朝から生活の活動を始めます。起きたら遠く山に行き薪を拾います。まき割り、火を焚いてご飯を炊いたり洗濯をします。お風呂は五石湯（風呂や、トナリ風呂）に入ります。夜は火を焚いて、その日を振り返りながら寝るのんびりとした生活を送ります。ぜひ、昔の暮らしの面白さを感じてほしいと思います。

期間：2023年7月22日（土）～25日（火）
場所：白州町の古民家とその周辺（山梨県北杜市白州町白根285）
集合：7月22日（土）14:00
解散：7月25日（火）12:00
対象：小学生、20名、大人3名
費用：15,000円
抽選：山村留学センター

7/22

05:00 起床、古民家での暮らしを体験
06:00 起床、古民家での暮らしを体験
07:00 起床、古民家での暮らしを体験
08:00 起床、古民家での暮らしを体験
09:00 起床、古民家での暮らしを体験
10:00 起床、古民家での暮らしを体験
11:00 起床、古民家での暮らしを体験
12:00 起床、古民家での暮らしを体験
13:00 起床、古民家での暮らしを体験
14:00 起床、古民家での暮らしを体験
15:00 起床、古民家での暮らしを体験
16:00 起床、古民家での暮らしを体験
17:00 起床、古民家での暮らしを体験

7/23

05:00 起床、古民家での暮らしを体験
06:00 起床、古民家での暮らしを体験
07:00 起床、古民家での暮らしを体験
08:00 起床、古民家での暮らしを体験
09:00 起床、古民家での暮らしを体験
10:00 起床、古民家での暮らしを体験
11:00 起床、古民家での暮らしを体験
12:00 起床、古民家での暮らしを体験
13:00 起床、古民家での暮らしを体験
14:00 起床、古民家での暮らしを体験
15:00 起床、古民家での暮らしを体験
16:00 起床、古民家での暮らしを体験
17:00 起床、古民家での暮らしを体験

7/24

05:00 起床、古民家での暮らしを体験
06:00 起床、古民家での暮らしを体験
07:00 起床、古民家での暮らしを体験
08:00 起床、古民家での暮らしを体験
09:00 起床、古民家での暮らしを体験
10:00 起床、古民家での暮らしを体験
11:00 起床、古民家での暮らしを体験
12:00 起床、古民家での暮らしを体験
13:00 起床、古民家での暮らしを体験
14:00 起床、古民家での暮らしを体験
15:00 起床、古民家での暮らしを体験
16:00 起床、古民家での暮らしを体験
17:00 起床、古民家での暮らしを体験

7/25

05:00 起床、古民家での暮らしを体験
06:00 起床、古民家での暮らしを体験
07:00 起床、古民家での暮らしを体験
08:00 起床、古民家での暮らしを体験
09:00 起床、古民家での暮らしを体験
10:00 起床、古民家での暮らしを体験
11:00 起床、古民家での暮らしを体験
12:00 起床、古民家での暮らしを体験
13:00 起床、古民家での暮らしを体験
14:00 起床、古民家での暮らしを体験
15:00 起床、古民家での暮らしを体験
16:00 起床、古民家での暮らしを体験
17:00 起床、古民家での暮らしを体験

お伝え事項

この活動は、子どもゆめ基金への助成の元に実施されています。提出された個人情報（写真）は、「国立青少年教育振興機構」が保有する個人情報の適切な管理に関する規定に基づき、子どもゆめ基金活動報告書にのみ活用させていただきます。

申込み・問い合わせ先：Eメールにて下記までご連絡ください。
NPO法人 山梨幼児野外教育研究会
〒408-0315 山梨県北杜市白州町白根285 白州ファミリアオフィス（旧利用）
TEL:0551-30-7448 FAX:0551-30-7448 E-mail:kiyohit@npo.or.jp

100年フードの取組について（文化庁）

100年フード

文化庁は令和3年度から、世代を超えて地域で受け継がれ愛されてきた食文化を、100年続く食文化「100年フード」と名付け、文化庁とともに継承していくことを宣言する自治体・団体を募集。

令和3年度から5年度までに全47都道府県において250件を認定。

ロゴマーク →



認定事例

伝統の100年フード



まめぶ
(岩手県)



阿蘇たかな漬
(熊本県)

未来の100年フード



五箇山かぶら甘酢漬
(富山県)

近代の100年フード



あけぼの大豆納豆
(山梨県)



ゆのすの恵み料理
(高知県)



ぼたん鍋
(兵庫県)

優良事例

笹巻（山形県）



食文化ストーリーの構築
(文化的価値の見える化)



登録無形民俗文化財
「庄内の笹巻製造技術」
(R6.3 登録)

ほや雑煮（宮城県）



100年フードサポーター

石巻市立桜坂高校の生徒が「ほや雑煮」を広めるため、調査研究を行うとともに、試食会やイベントに参加した情報を発信。

牟岐の押し寿司（徳島県）



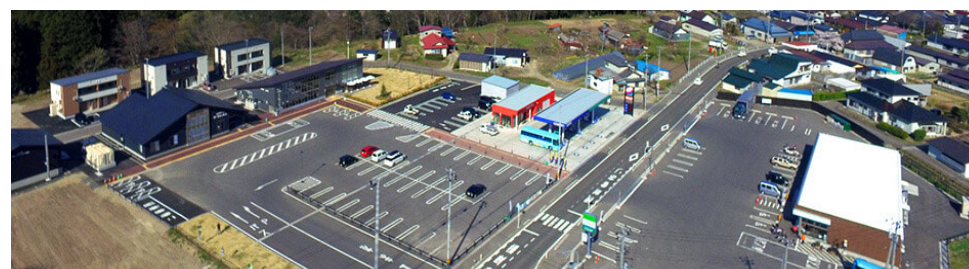
100年フードサポーター

京都産業大学木原ゼミの学生が牟岐町で関係人口創出に関わる活動に取り組み、地域活性化に貢献。

- 地方創生推進交付金により古民家を改修した移住定住支援センター『七ヶ宿くらし研究所』を核として、移住相談・体験（お試し住宅）や情報発信を通じたサポート、移住フェアや交流イベントを開催するなど町のファンづくり（交流・関係人口の拡大）に取り組み、毎年50人程度の移住相談者が来訪。
- また、町の利便性向上のため、同センターを運営している七ヶ宿まちづくり株式会社（30名体制）が、カフェレストラン、入浴施設、移動販売、キャンプ場、宿泊施設など町を活性化させる拠点を管理・運営し、町外の交流人口の拡大を図っている。
- 第2期七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略にて「移住者数：令和6年度までに40人」を掲げ、第1子30万円、第2子50万円、第3子以降70万円を支給する子育て応援支援金や18歳までの医療費助成、保育料、学校給食費の無償化、子育て世帯を対象にした地域担い手づくり支援住宅の支援を行い、仙台を中心とした子育て世代の移住者が増加。2023年度には44名が移住。

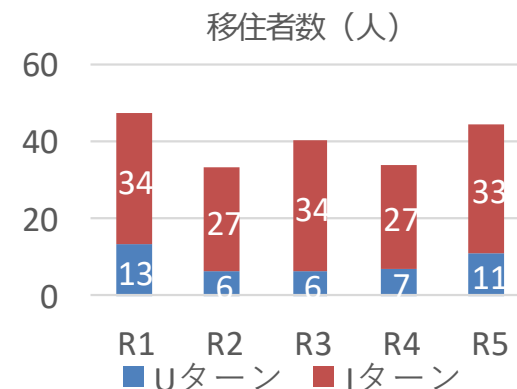


「七ヶ宿くらし研究所」による交流イベント
～ワイン用ブドウの収穫体験～



「なないろひろば」

- 2019年4月に新装オープン。
- レストラン・カフェには図書館コーナーやキッズスペースもあり、またファミリーマート+COOP、ガソリンスタンドにおいて食品や生活用品が購入可能。町営バスでの来場ができ、一方で町内の移動販売の拠点ともなっている。



「しちかしゅ暮らしのガイドブック」

移住までの7STEPや七ヶ宿町を地区を紹介



「wood&Spa や・すまっしえ」（左）



「Book&Cafe こらっしえ」（右）

町営バス（左手前）



ファミリーマート+COOP
七ヶ宿店



「なないろひろば」を拠点とした便利屋商店
（移動販売車）

七ヶ宿くらし研究所移住相談件数（年度別）

R1	R2	R3	R4	R5
41	26	34	20	22

※移住を目的とした転入者のみカウント

（備考）七ヶ宿町ウェブサイト、七ヶ宿まちづくり株式会社ウェブサイト、七ヶ宿くらし研究所ウェブサイトや七ヶ宿町からの情報提供により作成。

森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組事例

【秋田県由利本荘市^{ゆりほんじょう}】

＜森林経営管理制度に基づく市町村による間伐の実施＞

- 由利本荘市は、民有林の約40%が私有林人工林であり、うち60%の森林で適切な森林整備が進んでいないことから、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林整備を推進する方針。
- 令和4年度は、4,206haの意向調査に取り組むとともに、令和2～4年度に意向調査を実施した森林において、41haの経営管理権集積計画を策定し、41haの間伐を実施。

【事業費】

意向調査：7,045千円（全額譲与税）

保育間伐：7,216千円（全額譲与税）



＜森林整備前＞



＜森林整備後＞

【愛知県名古屋市^{なごや} × 長野県木祖村^{きそ}】

＜上下流連携による森林整備・木材利用＞

- 名古屋市と木祖村は、森林資源を活用しながら、都市と地方が支え合うことを目的として、木祖村内における森林整備や木材の利用促進に、両自治体が協力して取り組むことを定めた協定を令和4年6月に締結。
 - 木祖村内の森林約3haを「名古屋市・木祖村交流の森」に設定し、名古屋市の市民が、植栽や育樹等の作業を通じて、水源の重要性や自然の豊かさを学ぶ場として活用。また、民間事業者と連携して、間伐材を活用した新たな製品開発にも取り組んでいる。
 - 令和4年度は、約1haの森林整備、カラマツなどの間伐材を活用したモデル製品の開発を実施。
- 【事業費】 8,963千円（全額譲与税（名古屋市））



＜間伐後の様子＞



＜森の看板＞

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)

⑩



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。**
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。**

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。

②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

(2) 生物多様性維持協定

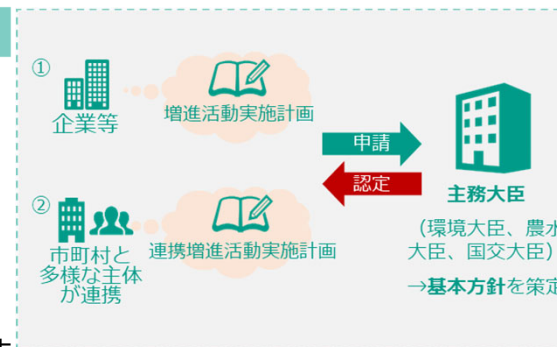
➤ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施できる。**

2. その他

(1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）

(2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

＜施行期日＞ 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日



事例

十日町市複業協同組合TOMOWORK

設立半年で移住者4名の採用に成功!事務局業務はDX化を推進!

新潟県
十日町市

活用のきっかけ・期待すること

- ▶ 代表理事と事務局長を務める移住者が地域の人材不足に課題感を持ち、商工会議所青年部や地域内の繋がりを活かして設立。設立当初から、冬季の除雪人材の確保に向けた建設関連事業者をはじめ、農家・林業・観光業・福祉・まちづくりなど多様な業態の事業者を巻き込んでいる。
- ▶ 派遣職員のキャリア形成に繋がるよう、まちづくりコース・農業コースなど、分野ごとにコース設定。組合の雇用自体は無期限だが、派遣先への正規雇用等での発展的退職を想定し、地域の人材が好循環することを期待している。

取組内容

▶ 移住者の就業先として、相談窓口と連携

これまでに組合で雇用した4名全員が移住者。市の移住コンシェルジュと連携し、移住希望者に就業先として紹介。夏期は農業、降雪期は除雪業に従事するという豪雪地域特有の就業形態を取り入れ、年間通じて安定した仕事を創出。移住定住の促進や地域産業の担い手の確保・育成に貢献している。

▶ 派遣事務の半自動化による効率UP

Kintone・google workspace・Slack等のグループウェアを用いて連携させ、既存ツールのみで、独自のシステムを構築。特定地域づくり事業に関わる業務のDX化により事務局業務を効率化し、負担軽減につなげた。

地域の活性化/TOMOWORKの特色

▶ 職員の独立やキャリアを支援し、まちづくりにも参加

事務所を置くコワーキングスペースで地域おこし協力隊や他の移住者との交流を促し、一部の社員は地域のシェアハウスに居住。職場が違う社員同士も、地域のイベントや飲み会などに参加することにより、コミュニケーションが生まれている。独立を目指す社員に対しては研修や副業のコーディネートを行い、地域に必要とされる人材としてのキャリアアップ支援を行っている。

マルチワークのイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	その他の生活関連サービス業（除雪）			農業（稲作・畑作）						その他の生活関連サービス業（除雪）		
職員B	林業（伐採）								その他の生活関連サービス業（除雪）			
職員C	社会福祉・介護事業（介護施設）			農業（稲作・畑作）			社会福祉・介護事業（介護施設）		その他の生活関連サービス業（除雪）			
職員D	不動産賃貸業・管理業（一般事務全般）			広告業（一般事務全般）			不動産賃貸業・管理業（一般事務全般）			広告業（一般事務全般）		

組合に関わる皆さんの声

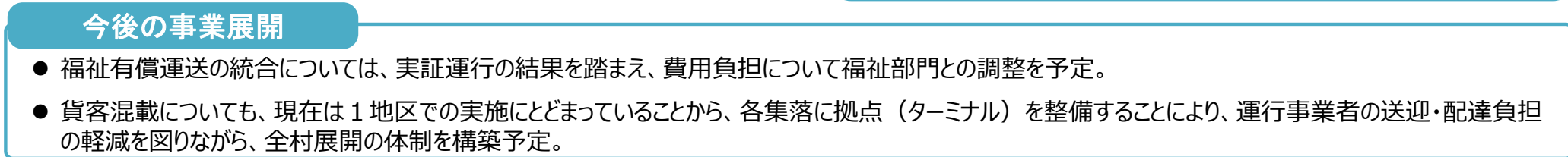
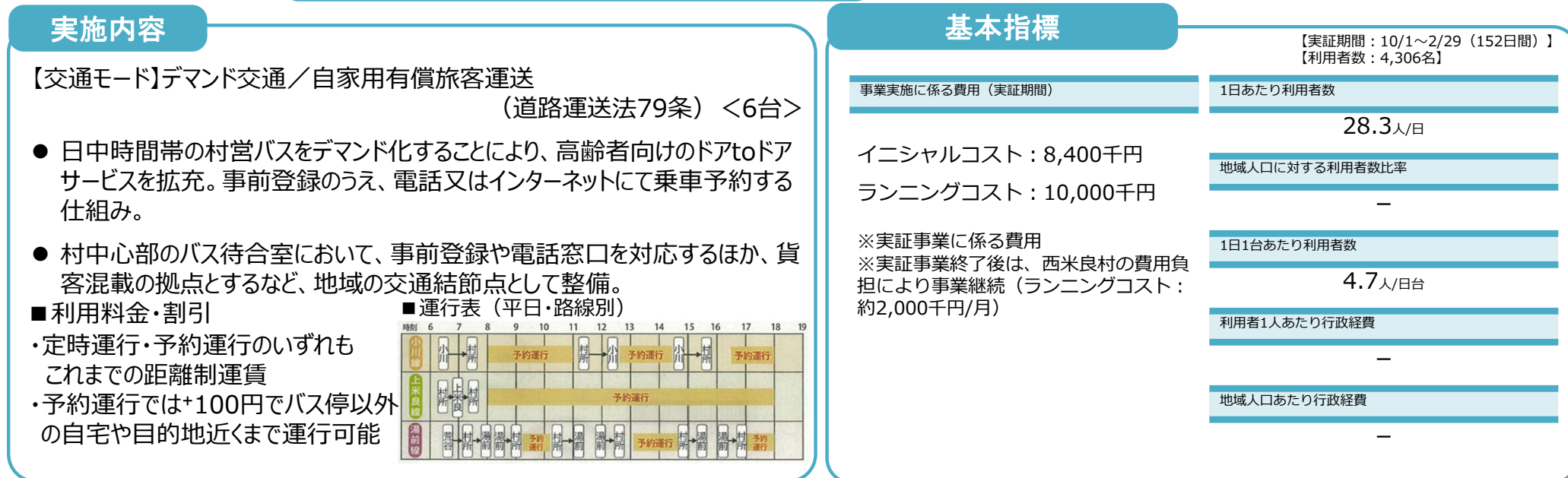
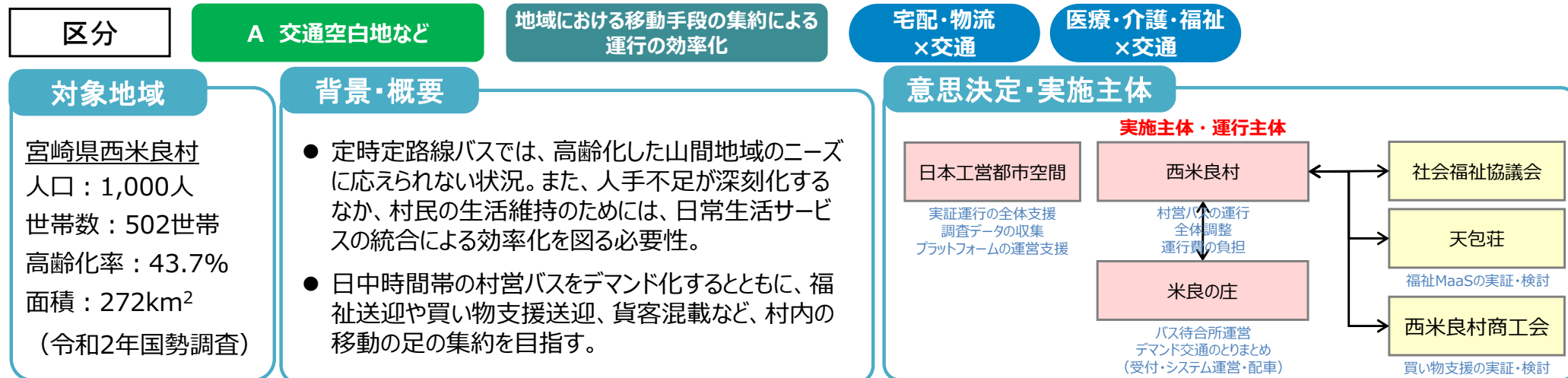
▶ 組合員（農業生産法人）

主に米を生産する農家が組合員として参画。未経験の派遣職員の受け入れを行い、稲作や加工品製造の業務を派遣職員が行った。未経験ながら既存の職員と打ち解け、忘年会や社員旅行にも参加。来シーズンも是非受け入れたいと人材確保の一助になっている手応えを感じている。

▶ 派遣職員（20代 名古屋からIターン）

未経験の分野にチャレンジしたいと移住。農業や除雪など人の役に立っている実感と感謝がやり甲斐。コース制になっているので、今後は農業と除雪（大型特殊免許の取得等）の専門性を高めていきたい。





參考資料

前回の法改正以降に関する最近の主な動き

平成24. 6 「自然資本ハイレベル対話」国連開発計画(UNEP)

自然風土を資本とみなして適切な投資の下に地域全体を経営し、地域の豊かさの増進につなげる「自然資本経営」の概念

平成27. 3 山村振興法改正

平成27. 9 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とするアジェンダ

平成28.11 「パリ協定」発効

国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)(平成27)にて「パリ協定」採択→平成28年発効

平成31. 3 「森林環境税・譲与税に関する法律」成立

森林の公益的機能維持増進の重要性
→ 市町村・都道府県の森林整備等施策の財源として
森林環境税・森林環境譲与税が創設

令和2～ コロナ禍

令和2. 3 「食料・農業・農村基本計画」閣議決定

(背景) 少子高齢化・人口減少、農村の持つ価値や魅力の再評価、多様なライフスタイルの普及
→ 農村の振興について、以下の施策を実施
○地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
○農村に人が住み続けるための条件整備
○農村を支える新たな動きや活力の創出

令和3. 6 「森林・林業基本計画」閣議決定

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現

令和3. 6 「改正公共建築物等木材利用促進法」成立

改正後の通称「都市(まち)の木造化推進法」
脱炭素社会の実現等に向けて、公共建築物だけでなく、民間建築物を含む建築物一般における木材利用を促進

令和3.10 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に改定

【地域・暮らし】

(現状認識) 多様な資源が存在する地域は目指すべき脱炭素社会のモデルの実践の場
(目指すべきビジョン) 地域資源の持続的な活用、脱炭素化等によりSDGsの達成を図る「地域循環共生圏」の創造

【吸収源対策】

(現状認識) 森林は温室効果ガスの吸収源として重要
(目指すべきビジョン) 2050年脱炭素社会の構築に向け、吸収量を確保・強化

令和4. 2～ ロシア・ウクライナ危機

令和4. 4 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」とりまとめ

(背景)

○田園回帰による人の流れの加速化
○デジタル技術の活用
○農村の持つ価値や魅力の再評価
○持続的な低密度社会の実現 等
→ 地方への人の流れを加速化させ持続的な低密度社会を実現するための新しい農村政策を構築

令和5. 3 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定

2030年に向けた目標: ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現
→ 5つの基本戦略
「自然を活用した社会課題の解決」、「ネイチャーポジティブ経済の実現」等

令和5. 6 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」(案)

○平時からの食料安全保障の確保
○不測時の食料安全保障の強化

山村が有する機能に係る国際的な議論の動向

「パリ協定」発効 平成28.11

パリ協定概要

- 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること。
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。
- 全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- イノベーションの重要性の位置付け。
- 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- 先進国による資金の提供。これに加えて、途上国も自主的に資金を提供すること。
- 二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用。



パリ協定目標達成に向けた日本の長期戦略 令和元年6月（令和3年10月改定前）

第1章 基本的な考え方（ビジョン）

- ・脱炭素社会を今世紀後半のできるだけ早期実現を目指す
- ・環境と成長の好循環の実現
- ・将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす

第2章 対策／施策の方向性 <キーワード抜粋>

- ・バイオマスによる原料転換
- ・地域循環共生圏の創造（カーボンニュートラルな都市、農山漁村づくり）
- ・吸収源対策（森林、健全な生態系による吸収、木材・木質バイオマス）

第3章 横断的施策／第4章 その他 <キーワード抜粋>

- ・ESG金融の拡大に向けた取組の促進
- ・カーボンプライシング（専門的・技術的議論必要）

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」 令和4.12

本文概要

- 先住民及び地域社会の権利を尊重しつつ、すべての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加型で統合的な生物多様性に配慮した空間計画及び／又は効果的な管理プロセスの下にあることを確保。
- 生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、該当する場合には先住民の及び伝統的な領域を認識しつつ、（中略）このような地域において適切な場合に行われる持続可能な利用は、保全の結果と完全に整合することを確保し、また、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重。

G7広島サミット 令和5.6

成果文書概要

「持続可能な森林経営と木材利用の促進へのコミット」などが盛り込まれた。
持続可能な森林経営については、従来からその重要性が共有されてきたが、今回、それに加えて「持続可能な木材利用の促進」の重要性について、G7で成果文書として初めて明示的に共有。

(抜粋)

各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

第1節 排出削減対策・施策

4. 地域・くらし

(1) 現状認識

地域は、多くの課題を抱えている一方で、それぞれ多様な資源を有している。地域資源には、その地域のエネルギー、自然資源、都市基盤及び産業集積に加えて、文化、風土、組織・コミュニティ、生物多様性など様々なものが含まれる。また、デジタル革命の進展は、地理的制約の障壁を打開し、分散型社会への方向に促し得る。これは、それぞれの地方と都心部のつながりを容易にすることで、地方活性化にも資する可能性がある。

将来にわたって課題を解決し持続的な地域としていくため、それぞれの地域の現場が求めるサービスや技術がイノベーションによって提供され、広く普及することが重要であり、それがひいては国全体の発展につながる。

経済・社会的課題と多様な資源が存在する地域こそ、「将来に希望の持てる明るい社会」でもある目指すべき脱炭素社会のモデルの実践の場となり得る。

(2) 目指すべきビジョン

脱炭素社会の実現に向けて、社会システムの転換を引き起こしていく過程においては、我が国の歴史的、文化的、地理的及び経済的な特徴をよく踏まえた自然と社会の在り方、すなわち「共生」の概念を基本とした自然との調和や地域資源の持続可能な利用に向けて、個人、家庭及び地域レベルでの意識改革が重要である。

…限られた地域内だけでなく、都市と農山漁村の共生・対流などの広域的なネットワークにより、地域資源を補完し支え合うことが重要である。

そのため、地域資源を持続可能な形で活用し、自立・分散型の社

会を形成しつつ広域的なネットワークにより、地域における脱炭素化と環境・経済・社会の統合的向上によるSDGsの達成を図る「地域循環共生圏」を創造し、そこにおいては2050年までに、カーボンニュートラルで、かつレジリエントで快適な地域とくらしを実現することを目指す。

第2節 吸収源対策

(1) 現状認識

我が国の国土の約7割を占める森林は、国土保全や水源涵養、木材供給などの役割を果たすと同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源としても重要な役割を果たしている。また、森林から生産される木材は、炭素を長期的に貯蔵することに加えて、製造時等のエネルギー消費が比較的少ない資材であるとともに、多段階で繰り返し利用（カスケード利用）可能であり、最終段階で木質バイオマスエネルギー利用することにより化石燃料を代替できることから、二酸化炭素の排出削減にも寄与する。

(後略)

また、農地・草地土壌については、森林等とともに炭素吸収源の一つとして国際的に認められており、温室効果ガス吸収量の確保に貢献している。

(2) 目指すべきビジョン

2050年脱炭素社会の構築、すなわち温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡の実現に向け、吸収量の確保・強化を目指す。そのため、自然環境の保全を図りつつ、持続的に新たな価値を創出する農林水産業を通じた取組を進める。特に、吸収量の大半を占める森林吸収源については、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）に基づき、森林の適正な管理と森林資源の持続的な循環利用を一層推進し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現を図ることで2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

森林・林業基本計画の基本的な方針

- 森林・林業基本計画では、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えていることなどを背景に、森林を適正に管理しつつ、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を目指すこととしている。（令和3.6.15閣議決定）

森林・林業・木材産業による「グリーン成長」
(イメージ)

森林・林業基本計画の概要

森林資源の適正な管理・利用

- 適正な伐採と再生林の確保（林業適地）
- 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- 森林整備・治山対策による国土強靱化
- 間伐・再生林による森林吸収量の確保強化



育成単層林



針広混交林

「新しい林業」に向けた取組の展開

- イノベーションで、伐採→再生林保育の収支をプラス転換（リトツリー、自動操作機械等）
- 林業従事者の所得と労働安全の向上
- 長期・持続的な林業経営体の育成



従来品種

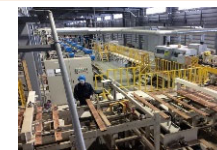
エリートツリー



遠隔操作の伐倒機械

木材産業の国際＋地場競争力の強化

- JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



大規模集成材工場



地域材を活用した住宅

都市等における「第2の森林」づくり

- 都市・非住宅分野等への木材利用
- 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用



木造の中高層建築物



海外展示会への出展

新たな山村価値の創造

- 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



住民の協働による里山整備



森林空間を活用した健康増進

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和6年度予算額 780（780）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

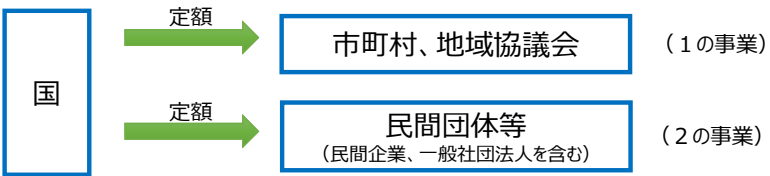
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓に向けた取組**を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

公共建築物等木材利用促進法の改正

改正後：「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」
通称：「都市（まち）の木造化推進法」（改正法が令和3年6月に成立、令和3年10月1日施行）

■ 都市の木造化推進法の概要

○ 法律の題名・目的の見直し、基本理念の新設

- ・題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- ・木材利用の促進に関する基本理念を新設

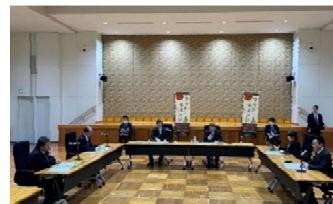
○ 公共建築物から建築物一般への拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

○ 木材利用促進本部の設置

農林水産省に、関係大臣を構成員とする木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を行う

〔 本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 〕



第4回木材利用促進本部
(令和6年3月)

○ 建築物木材利用促進協定制度の創設

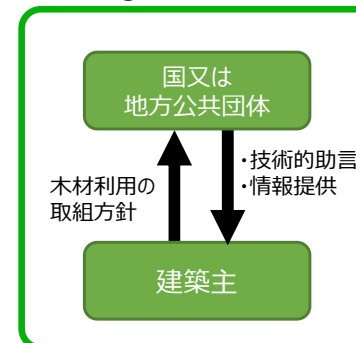
○ 「木材利用促進の日」・「木材利用促進月間」の制定、表彰

- ・漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定し、国等は普及啓発の取組を行う

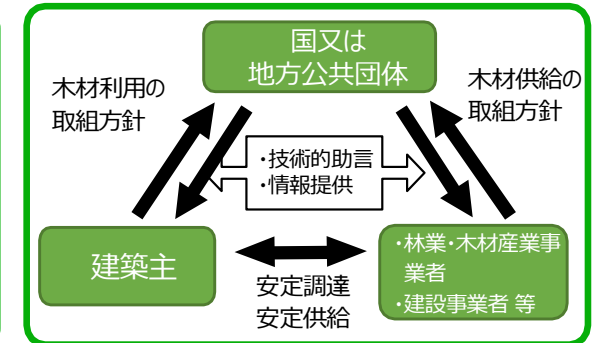
■ 建築物木材利用促進協定

- 建築主となる事業者等が、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結できる制度。
- これまでに、国と事業者等において20件、地方公共団体と事業者等において121件の協定を締結。（R6年7月末時点）

① 2者協定



② 3者協定



協定による取組事例（地域材を利用した木造店舗）



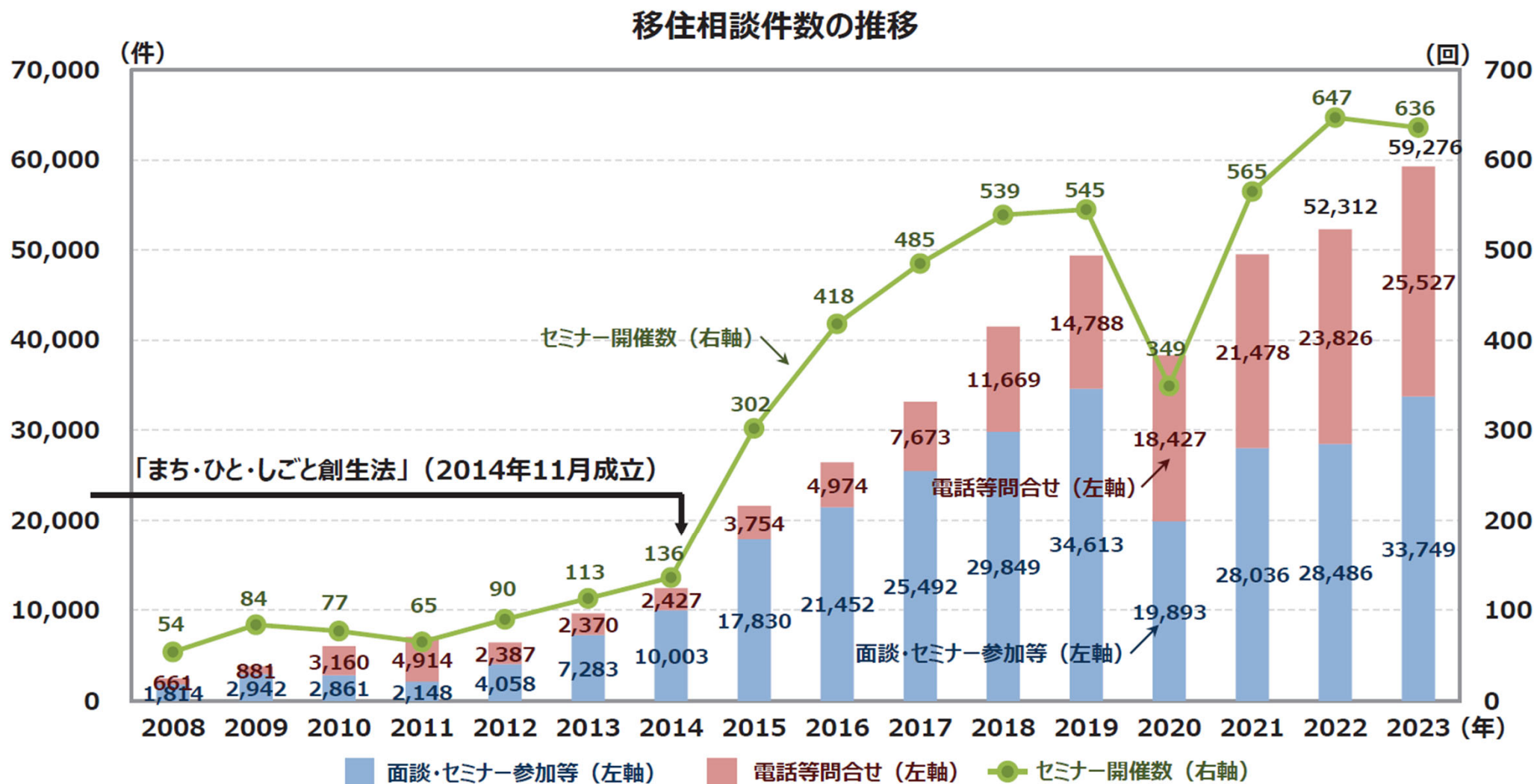
飲食店（京都府京都市）



地方銀行（広島県三次市）

人々の意識・行動変容－移住相談件数の増加－

○ 44都道府県1政令市(2023年1月現在)が相談員・ブースを配置するNPO法人ふるさと回帰支援センターへの移住相談件数は、特に2014年の「まち・ひと・しごと創生法」の成立以降、着実に伸びており、2023年は過去最多の59,276件(対前年比13.3%増)となっている。

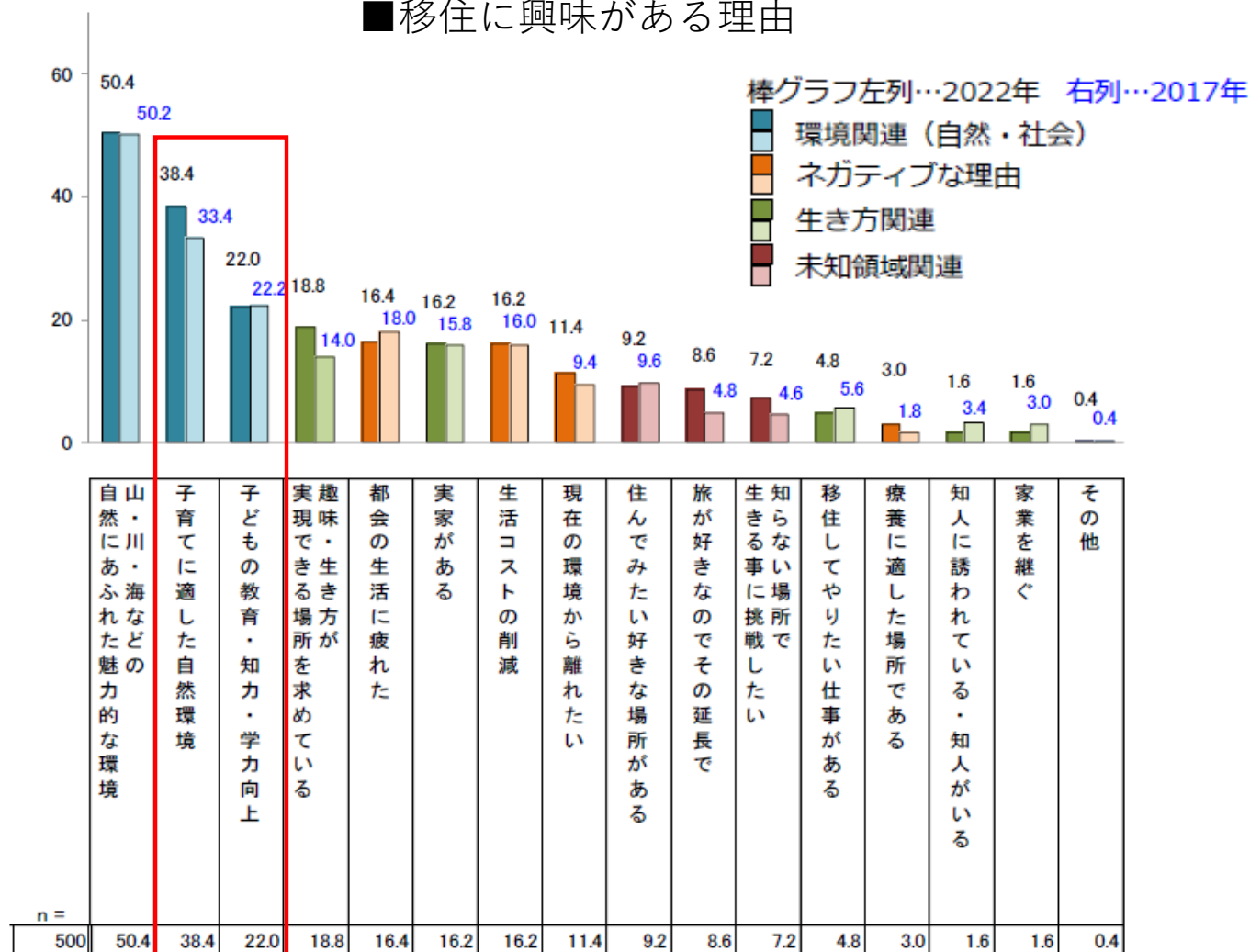


(備考) 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター「ニュースリリース」(2024年2月27日)により作成。

地方移住への関心理由・懸念

- 移住に興味がある理由として自然にあふれた魅力的な環境、子育てに適した自然環境、子どもの教育・知力・学力向上が上位に挙げられており、子育てが移住に関心を抱く契機となっている。

■ 移住に興味がある理由



コロナ禍における若者の移住動向調査（2022年3月） （一社）移住・交流推進機構

森林環境税及び森林環境譲与税

■ 事業概要

- 森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。
(※森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月に成立、平成31年4月1日施行)

■ 事業内容

➤ 森林環境税（令和6年度から徴収）

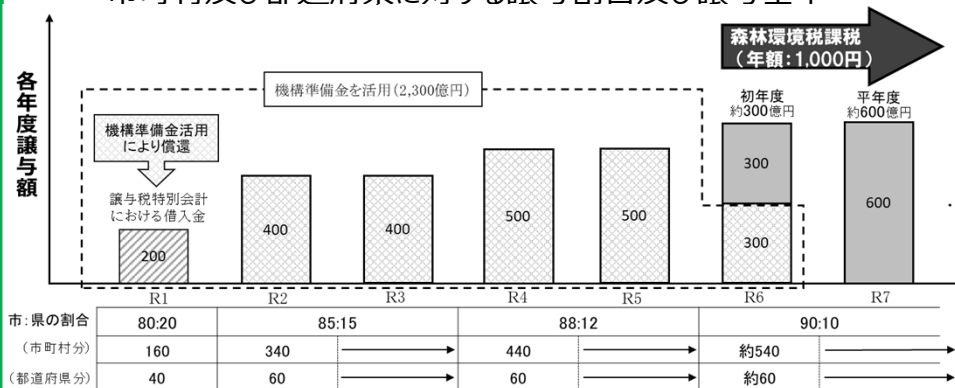
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。

➤ 森林環境譲与税（令和元年度から譲与）

- 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積（※林野率により補正）（55%）、林業就業者数（20%）、人口（25%）により按分して譲与。
- 市町村の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。

○森林環境譲与税の譲与額と

市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



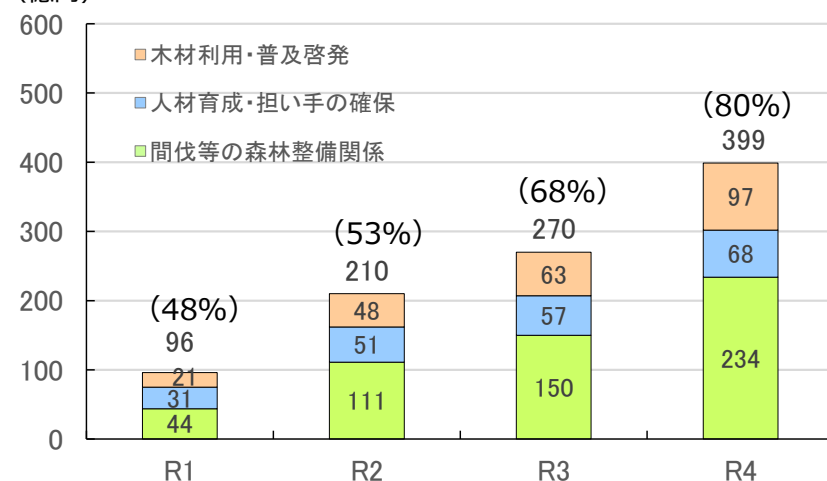
【譲与基準】※R6以降の年度分の譲与税について適用

市町村分	55% : 私有林人工林面積（※以下のとおり林野率による補正）	林野率	補正の方法
	20% : 林業就業者数	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	25% : 人口	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	市町村と同じ基準		

注）地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）により、令和6年度から、譲与基準について、私有林人工林面積の割合が50%から55%に、人口の割合が30%から25%に見直された。

■ 取組状況

○用途別の活用額（括弧内の数値は、当年度譲与額に対する当年度活用額の割合）
（億円）

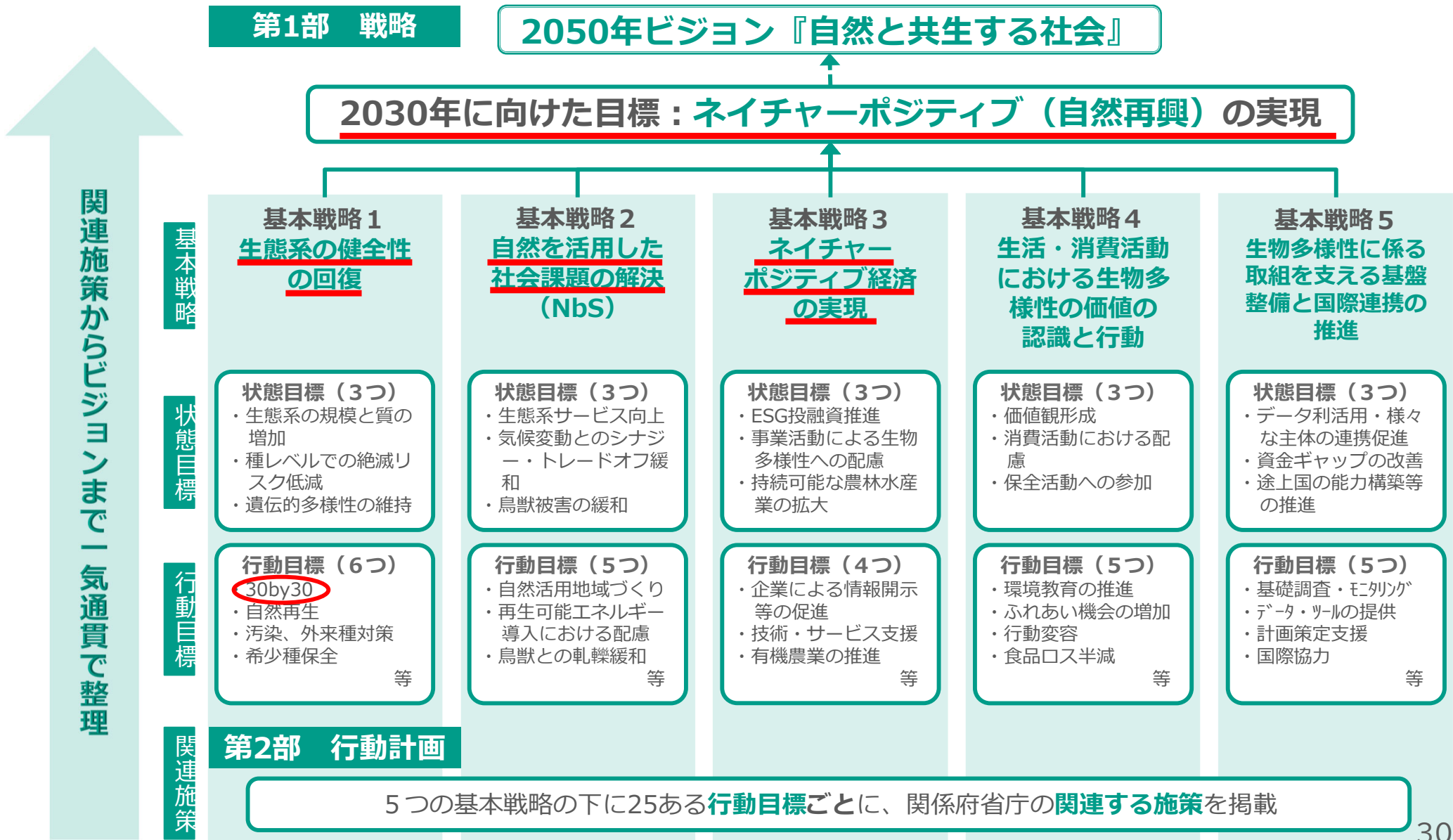


○市町村における主な取組実績

主な取組実績	R1	R2	R3	R4
森林整備面積（うち間伐面積）	約5.9千ha （約3.6千ha）	約17.9千ha （約10.3千ha）	約30.8千ha （約14.2千ha）	約43.3千ha （約19.9千ha）
林道、森林作業道等の整備	約90千m	約238千m	約420千m	約514千m
木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³	約27.6千m ³
イベント、講習会等	約900回	約1000回	約1800回	約2400回

「生物多様性国家戦略2023-2030」 令和5.3

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各
行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

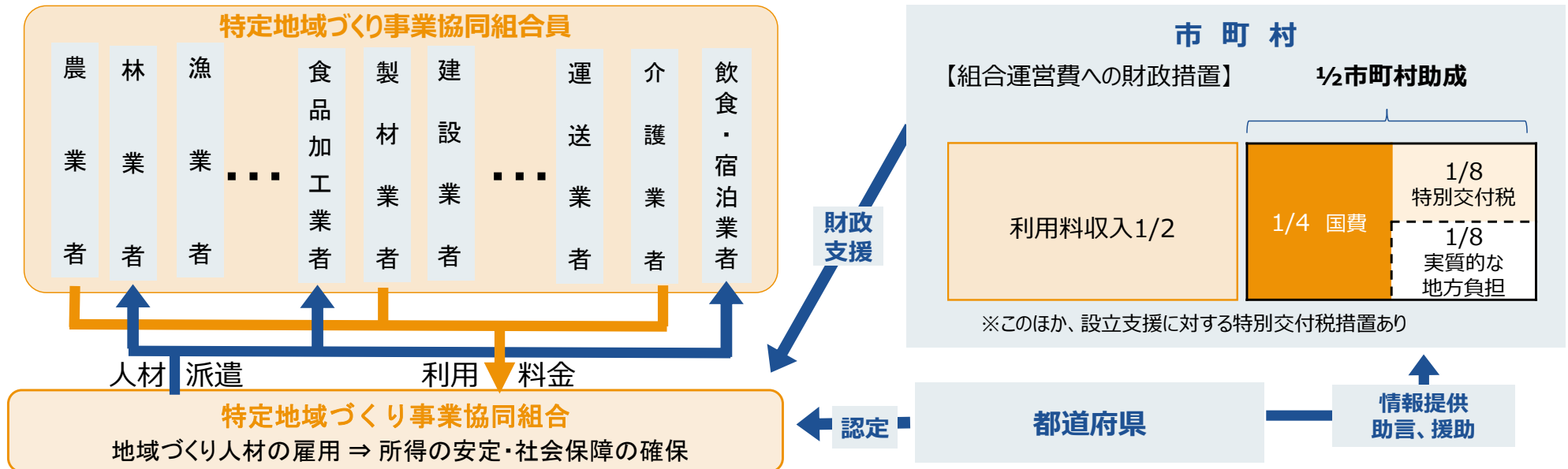
⇒人口流出の要因、Uターン障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保



地域公共交通確保維持改善事業 (令和5年度補正:279億円 令和6年度:208億円)

1. 地域公共交通のり・デザインの加速化

● 共創・MaaSプロジェクト

- ・AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
- ・モビリティ「人材」（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

A 中小都市、交通空白地など

B 地方中心都市など

C 大都市など

● 自動運転社会実装推進事業

2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援

● ローカル鉄道の再構築支援

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



2. バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

● 旅客運送事業者の人材確保

- ・2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援
- ・女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援

- ・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入 等

3. 既存の地域交通に対する支援

- ・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化
- ・公共交通におけるバリアフリー整備
- ・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進